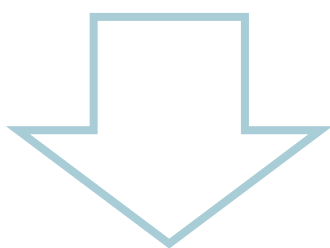


既存設備を省エネ型設備に 買い換えたい皆様を支援します。

～工場の省エネ設備への買い換え支援のご紹介です～

工場の設備が古くなったのでそろそろ新しい設備に買い換えたい。せっかく入れるなら、省エネ型の設備を購入したい



工場の既存設備を省エネ型のものに入れ替える際に、その購入費用の一部を支援します。

【お問い合わせ先】

資源エネルギー庁 省エネルギー対策課(03-3501-9726)

☆工場等における省エネ支援

930億円

●先端的な省エネルギー設備の導入を支援する補助制度

○最新モデルの省エネ機器等の導入支援(A類型)

①最新モデルかつ②旧モデルと比較して年平均1%以上の省エネ性能の向上が確認できる機器等の導入を支援。

■対象者:事業活動を営んでいる法人及び個人事業主

■対象経費:対象設備の購入費

■補助率:中小企業、エネルギー多消費企業 1/2以内
 その他事業者 1/3以内

- ◆ 支援対象機器等の範囲を予め明確にし、申請手続きを簡素化
- ◆ 中小企業やエネルギー多消費企業に対して補助率を引き上げ(1/2)
- ◆ 中小企業等に対する補助金額の下限を50万円に引下げ

○地域の工場・オフィス・店舗等の省エネ促進(B類型)

工場・オフィス・店舗等の省エネや電力ピーク対策、エネルギーマネジメントに役立つ既存設備等の改修・更新を支援。

■対象者:事業活動を営んでいる法人及び個人事業主

■対象経費:設備費、工事費等

※補助金額100万円未満の事業は対象外

■補助率:

事業者区分	通常事業	エネマネ事業者(※) 連携事業
中小企業 エネルギー多消費企業	1/2以内	2/3以内
その他事業者	1/3以内	1/2以内

※エネルギー管理支援サービスを通じて工場・事業場等の省エネルギー事業を支援する事業者

補助対象設備のイメージ



工業炉

圧縮機・送風機



空調



照明設備



給湯 (高効率熱源)



冷凍・冷蔵設備

